

政策会議付議事案書 (令和5年10月24日)

提案課名 人事課 経営総務課
報告者名 遠藤 一成 古谷 昭仁

<p>事案名</p>	<p>秦野市職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて</p>	<p style="text-align: center;">有</p> <p>資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>給与改定に関する事項</p> <p>人事院では国家公務員の給与水準を決定するため、常勤国家公務員と民間企業従業員の給与（月例給）や特別給（ボーナス）を調査比較し、その較差を解消するため勧告を行っています。</p> <p>また、地方公務員の給与は、地方公務員法第24条第2項により均衡の原則が定められており、本年10月20日付け総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱い」においても、地方公務員法の趣旨に沿って適切に対処することとされています。</p> <p>これらを踏まえ、本市の常勤一般職職員等の給与について、本年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、所要の措置を講ずるものです。</p> <p>会計年度任用職員の勤勉手当に関する事項</p> <p>平成29年の地方公務員法及び地方自治法の改正により、会計年度任用職員制度が創設され期末手当の支給が可能となった一方で、勤勉手当については支給実績が広がっていない国の非常勤職員の取扱いとの均衡や、各地方公共団体における期末手当の定着状況等を踏まえた上での検討課題とされてきました。</p> <p>その後、国の非常勤職員においては令和3年度までの間に勤勉手当が支給されるようになったこと、また、地方の会計年度任用職員に対する期末手当の支給が定着したことを踏まえ、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から、会計年度任用職員の勤勉手当の支給について地方自治法が改正されました。</p> <p>これを踏まえ、本市においても会計年度任用職員に対し、勤勉手当の支給を行うため、所要の措置を講ずるものです。</p>	

給与改定に関する事項

1 これまでの経過

- (1) 令和5年8月 人事院が国会及び内閣に国家公務員の給与改定について勧告
- (2) 令和5年10月 総務副大臣が地方に地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて通知

2 給与改定による影響額

- (1) 給料月額改定分（常勤一般職と再任用職員）

ア 給料 48,336千円

イ 地域手当 2,900千円

- (2) 期末勤勉手当支給率引上げ分（常勤一般職と再任用職員） 60,019千円

※常勤一般職年間支給率 4.4月→4.5月

再任用職員年間支給率 2.3月→2.35月

- (3) 期末手当支給率引上げ分（会計年度任用職員） 4,284千円

※年間支給率 2.4月→2.45月

- (4) 特定任期付職員の給料表及び期末手当支給率引上げ分 0千円

※年間支給率 3.3月→3.4月

※現在特定任期付職員の任用はありません。

会計年度任用職員の勤勉手当に関する事項

1 これまでの経過

- (1) 平成29年5月 地方公務員法及び地方自治法の改正（会計年度任用職員制度創設）
- (2) 令和2年4月 会計年度任用職員制度の導入
- (3) 令和5年5月8日 地方自治法の改正（会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給規定）

2 勤勉手当支給に係る影響額

164,473千円 ※年間支給率 0月→2.05月

3 人事評価及び成績率

勤勉手当の支給に当たっては常勤職員と同様に人事評価を年2回実施し、成績率に反映する必要があります。

また、成績率は常勤一般職に適用されている制度を基本としつつ、細部において異なる制度設計とすることは差し支えないとされているため、これを踏まえた成績率の区分とします。

決定等を要する事項	<p>給与改定に関する事項</p> <p>1 秦野市職員の給与に関する条例の一部を改正し、次の点について改定すること。</p> <p>(1) 行政職給料表（１）及び（２）の引上げ</p> <p>(2) 常勤一般職の期末手当支給率を0.05月、勤勉手当支給率を0.05月分引上げ</p> <p>(3) 再任用職員の期末手当支給率を0.025月、勤勉手当支給率を0.025月分引上げ</p> <p>(4) 会計年度任用職員の期末手当の支給率を0.05月分引上げ</p> <p>2 秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正し、特定任期付職員の給料表の引上げ及び期末手当支給率を0.1月分引き上げること。</p> <p>会計年度任用職員の勤勉手当に関する事項</p> <p>秦野市職員の給与に関する条例及び秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正し、会計年度任用職員に勤勉手当を支給すること。</p>
今後の取扱い	<p>令和5年12月 改正条例の議案を上程</p> <p>(1) 行政職給料表（１）及び（２）に係る改正 公布日から施行し、令和5年4月1日から適用</p> <p>(2) 常勤一般職（再任用職員を含む）の期末勤勉手当及び会計年度任用職員の期末手当に係る改正 公布日から施行し、令和5年12月1日から適用</p> <p>(3) 会計年度任用職員の勤勉手当に係る改正 令和6年4月1日から施行</p> <p>(4) 特定任期付職員の給料表に係る改正 公布日から施行し、令和5年4月1日から適用</p> <p>(5) 特定任期付職員の期末手当に係る改正 公布日から施行し、令和5年12月1日から適用</p> <p>※ (4) 及び (5) について、現在特定任期付職員の任用はありません。</p>

秦野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

秦野市職員の給与に関する条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 1 1 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

次の理由により改正するものであります。

- (1) 地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給すること。
- (2) 国家公務員に準じて、本市職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給率を引き上げること。

秦野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(秦野市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 秦野市職員の給与に関する条例（昭和30年秦野市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「及び第31条」を「、第31条及び第32条」に改め、同条第2項の表以外の部分中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の100」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の67.5」を「100分の68.75」に改める。

第18条第2項第1号中「100分の100」を「100分の102.5」に、「100分の120」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の48.75」に改める。

第21条第1項中「第46条」を「第50条」に改め、同条第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第47条を第51条とし、第46条を第50条とし、第45条を第49条とし、第44条を第46条とし、同条の次に次の2条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第47条 第18条第1項及び第2項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「在職する職員」とあるのは、「在職する任期が6か月以上のフルタイム会計年度任用職員」と読み替える。

2 前条第2項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「次条第1項」と、「第17条第1項」とあるのは、「第18条第1項」と読み替える。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の額の特例)

第48条 前2条に規定するフルタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当については、それぞれの規定にかかわらず、予算の範囲内においてその額を超えて支給することができる。

第43条後段中「第39条」を「第41条」に、「第40条」を「第42条」に、「第41条」を「第43条」に改め、同条を第45条とする。

第42条中「第39条」を「第41条」に、「第40条」を「第42条」に改め、同条を第44条とする。

第41条を第43条とし、第34条から第40条までを2条ずつ繰り下げる。

第33条第1項中「第46条」を「第50条」に改め、同条を第35条とする。

第32条を第34条とする。

第31条第1項後段中「同条第1項」を「同項」に改め、同条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第32条 第18条第1項の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同項中「在職する職員」とあるのは、「在職する任期が6か月以上のパートタイム会計年度任用職員」と読み替える。

2 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の総額は、そのパートタイム会計年度任用職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、基準日以前6か月以内の在職期間における報酬の1か月当たりの平均額とする。

4 前条第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同項中「第1項の規定」とあるのは、「次条第1項の規定」と、「第17条第1項」とあるのは、「第18条第1項」と読み替える。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の額の特例)

第33条 前2条に規定するパートタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当については、それぞれの規定にかかわらず、予算の範囲内においてその額を超えて支給することができる。

附則に次の2項を加える。

(令和5年12月の期末手当支給率の特例)

30 令和5年12月1日を基準日とする期末手当の支給率は、次のとおりとする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員 100分の125 (特定管理職員にあつては、100分の105)

(2) 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員 100分の70

(令和5年12月の勤勉手当支給率の特例)

31 令和5年12月1日を基準日とする勤勉手当の支給率は、次のとおりとする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員 100分の105 (特定管理職員にあつては、100分の125)

(2) 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員 100分の50

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）
行政職給料表（1）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	162,100	228,500	252,000	273,200	279,300	287,500	304,000	314,100
2	163,200	230,400	253,400	274,700	281,500	289,800	306,900	317,000
3	164,400	232,100	254,900	276,300	283,700	292,100	309,700	319,900
4	165,500	233,600	256,200	277,800	285,800	294,500	312,500	322,700
5	166,600	235,200	257,500	279,500	288,000	296,900	315,200	325,400
6	167,700	236,800	258,700	281,300	290,200	299,200	317,900	328,000
7	168,800	238,200	259,900	283,100	292,400	301,500	320,500	330,600
8	169,900	239,700	261,100	284,800	294,800	303,800	323,200	333,000
9	170,900	240,900	262,300	286,700	296,800	306,200	325,900	335,300
10	172,300	242,400	263,600	288,500	298,800	308,500	328,600	338,100
11	173,600	243,800	264,900	290,300	301,400	310,800	331,200	340,900
12	174,900	245,200	266,200	292,100	303,200	312,900	334,000	343,800
13	176,100	246,400	267,600	293,700	305,000	315,400	336,800	346,400
14	177,600	248,000	269,100	295,100	306,600	317,900	339,600	349,000
15	179,100	249,500	270,700	296,500	308,200	320,300	342,400	351,700
16	180,700	250,900	272,200	298,000	309,800	323,100	345,100	354,100
17	181,800	252,000	273,800	300,000	312,000	325,300	347,400	356,700
18	183,200	253,400	275,500	302,000	314,200	327,500	349,700	359,200
19	184,600	254,900	277,100	303,800	316,200	329,500	351,800	361,800
20	186,000	256,200	278,700	305,500	318,200	331,500	354,000	364,200
21	187,300	257,500	280,300	307,400	320,200	333,500	356,700	366,800
22	189,600	258,700	281,800	309,300	322,100	335,400	359,000	369,300
23	191,800	259,900	283,300	311,100	324,000	337,300	361,400	371,600
24	194,000	261,100	284,800	312,800	325,900	339,200	363,900	374,000
25	196,200	262,300	285,900	314,800	327,900	341,200	365,900	376,600
26	197,900	263,600	287,500	316,800	329,800	343,200	368,000	379,200
27	199,400	264,900	289,000	318,700	331,700	345,200	370,100	381,800
28	200,900	266,200	290,500	320,400	333,400	347,000	372,400	384,500
29	202,400	267,600	291,900	322,400	335,400	349,000	374,700	387,100
30	203,800	269,100	293,500	324,400	337,400	350,900	377,100	389,700
31	205,200	270,700	295,100	326,400	339,300	352,800	379,400	392,300
32	206,600	272,200	296,700	327,600	340,700	354,500	381,800	394,600
33	208,000	273,800	298,200	329,600	342,600	356,500	383,900	396,900
34	209,700	275,500	299,800	331,500	344,500	358,300	385,900	399,100
35	211,400	277,100	301,300	333,500	346,400	360,200	387,900	401,400
36	212,900	278,700	302,800	335,400	348,000	362,100	389,400	403,200
37	214,400	280,300	304,400	337,300	349,900	364,000	391,700	405,100
38	216,200	281,800	306,000	339,200	351,700	365,900	394,000	407,000
39	217,900	283,300	307,600	341,100	353,500	367,800	396,300	408,800
40	219,600	284,800	309,100	342,900	355,300	369,700	398,400	410,600
41	221,100	285,900	310,000	344,800	357,100	371,600	399,600	412,400
42	222,600	287,500	311,500	346,600	358,800	373,500	400,900	414,200
43	224,100	289,000	313,000	348,400	360,500	375,400	402,100	416,000
44	225,600	290,500	314,600	349,900	361,900	376,900	403,500	417,600
45	226,800	291,900	316,200	351,300	363,200	378,700	405,000	419,100
46	228,200	293,500	317,800	352,700	364,500	380,500	406,500	420,600
47	229,600	295,100	319,300	354,200	365,900	382,100	408,200	422,100
48	231,000	296,700	320,800	355,700	367,000	383,800	409,800	423,600
49	232,400	298,200	322,200	356,500	367,900	385,200	410,700	424,900
50	234,000	299,800	323,400	357,500	368,900	386,600	411,400	426,200

51	235,500	301,300	324,500	358,500	370,000	388,000	412,000	427,400
52	236,900	302,800	325,600	359,400	370,800	389,400	412,500	428,600
53	238,100	303,700	326,300	360,500	371,700	390,600	413,300	429,900
54	239,700	305,100	327,200	361,400	372,600	391,800	414,200	431,200
55	241,200	306,400	328,000	362,400	373,400	392,800	415,100	432,400
56	242,600	307,700	328,800	363,300	374,200	393,900	416,000	433,600
57	243,600	308,900	329,600	364,000	375,000	395,100	416,900	434,500
58	245,100	309,900	330,000	364,700	375,800	396,200	417,600	435,500
59	246,400	310,900	330,600	365,300	376,500	397,300	418,400	436,500
60	247,600	312,100	331,300	365,700	377,200	398,000	418,800	437,200
61	248,700	313,200	332,100	366,300	377,900	398,700	419,700	437,900
62	249,700	314,400	332,800	367,000	378,600	399,400	420,600	438,600
63	250,600	315,300	333,500	367,700	379,300	400,100	421,400	439,500
64	251,500	316,300	334,100	368,000	379,800	400,700	422,300	440,100
65	252,400	317,200	334,600	368,700	380,400	401,300	423,100	441,000
66	253,300	317,900	335,200	369,400	381,000	401,800	423,800	442,000
67	254,100	318,500	335,700	370,000	381,700	402,200	424,300	443,000
68	254,900	319,100	336,300	370,300	382,100	402,600	424,900	443,900
69	255,600	319,900	336,600	370,900	382,800	402,900	425,500	444,800
70	256,700	320,600	337,100	371,600	383,400	403,200	426,300	445,800
71	257,900	321,100	337,500	372,200	384,000	403,500	427,000	446,800
72	259,000	321,800	337,900	372,500	384,400	403,800	427,700	447,600
73	260,200	322,300	338,300	373,100	385,000	404,100	428,500	448,500
74	261,400	322,800	338,800	373,800	385,600	404,400	429,000	449,400
75	262,500	323,100	339,300	374,400	386,200	404,700	429,800	450,200
76	263,600	323,600	339,800	374,800	386,600	405,200	430,400	451,000
77	264,700	324,100	340,100	375,200	387,100	405,700	431,100	451,800
78	265,800	324,600	340,500	375,700	387,600	406,100	431,700	452,600
79	266,900	324,900	341,000	376,100	388,200	406,700	432,300	453,400
80	267,900	325,300	341,400	376,600	388,500	407,300	433,000	454,300
81	268,900	325,800	341,700	377,200	388,900	408,000	433,600	455,100
82	269,900	326,200	342,100	377,900	389,300	408,500	434,100	455,900
83	270,900	326,500	342,600	378,500	389,700	409,200	434,600	456,700
84	271,800	327,000	343,000	379,100	390,200	409,700	435,500	457,500
85	272,700	327,300	343,200	379,500	390,700	410,200	436,200	458,400
86	273,600	327,600	343,600	380,000	391,200	410,700	436,800	459,200
87	274,500	327,900	344,100	380,400	391,500	411,200	437,300	459,900
88	275,400	328,200	344,500	380,700	392,100	411,700	437,900	460,700
89	276,300	328,400	344,700	381,000	392,600	412,400	438,500	461,400
90	277,200		345,100	381,400	393,000	412,900		462,100
91	278,100		345,500	381,800	393,500	413,600		463,000
92	279,000		345,800	382,100	393,900	414,100		463,900
93	280,000		346,100	382,400	394,200	414,800		464,800
94	281,000		346,500			415,300		
95	281,900		346,900			415,800		
96	282,800		347,300			416,300		
97	283,300		347,800			417,000		
再任用 職員	216,200	243,900	256,200	275,600	290,700	316,200	337,100	358,000

備考

- 1 この表は、行政職給料表（２）の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 １級３３号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなる職員で、秦野市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和４０年秦野市規則第２７号）別表第１に定める初任給基準表（１）中一般職員大学卒の項を適用してその受ける給料月額を決定される者の給料月額は、この表の額にかかわらず、２００,７００円とする。

別表第2（第4条関係）
行政職給料表（2）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	円	円	円	円	円
1	166,700	191,400	238,000	254,600	273,200
2	167,900	192,700	239,700	256,600	274,700
3	169,100	193,900	241,300	258,500	276,300
4	170,300	195,200	242,800	260,500	277,800
5	171,500	196,300	244,300	262,300	279,500
6	172,700	197,100	245,600	263,600	281,300
7	174,000	198,300	246,900	264,900	283,100
8	175,200	199,500	248,100	266,200	284,800
9	176,600	200,400	249,500	267,600	286,700
10	178,100	201,600	250,800	269,100	288,500
11	179,700	202,500	251,700	270,700	290,300
12	181,100	203,600	252,900	272,200	292,100
13	182,700	204,700	254,300	273,800	293,700
14	184,300	205,900	255,900	275,500	295,100
15	185,600	206,600	257,400	277,100	296,500
16	187,100	207,700	258,800	278,700	298,000
17	188,800	208,800	260,200	280,300	300,000
18	190,200	210,000	261,400	281,800	302,000
19	191,400	211,400	262,400	283,300	303,800
20	192,600	212,800	263,500	284,800	305,500
21	193,500	213,900	264,200	285,900	307,400
22	194,400	215,300	265,200	287,500	309,300
23	195,300	216,500	266,100	289,000	311,100
24	196,500	217,900	267,000	290,500	312,800
25	197,300	219,200	267,600	291,900	314,800
26	198,500	220,600	268,300	293,500	316,800
27	199,900	221,700	269,100	295,100	318,700
28	200,800	223,100	269,900	296,700	320,400
29	201,800	224,000	270,700	298,200	322,400
30	202,800	225,600	271,500	299,800	324,400
31	204,200	226,900	272,300	301,300	326,400
32	205,600	228,400	273,100	302,800	327,600
33	206,600	229,700	273,800	304,400	329,600
34	207,400	231,200	274,800	306,000	331,500
35	208,300	232,400	275,700	307,600	333,500
36	209,100	233,500	276,500	309,100	335,400
37	210,100	234,500	277,400	310,000	337,300
38	211,200	236,300	278,000	311,500	339,200
39	212,300	237,800	278,700	313,000	341,100
40	213,100	239,600	279,400	314,600	342,900
41	214,000	240,900	279,900	316,200	344,800
42	214,900	241,900	280,600	317,800	346,600
43	215,700	242,700	281,400	319,300	348,400
44	216,200	243,600	282,100	320,800	349,900
45	217,000	244,300	282,900	322,200	351,300
46	217,600	245,500	283,800	323,400	352,700
47	218,700	246,700	284,600	324,500	354,200
48	219,400	247,900	285,400	325,600	355,700
49	220,500	248,700	286,100	326,300	356,500
50	221,500	249,800	287,000	327,200	357,500
51	222,500	251,000	287,900	328,000	358,500

52	223,900	252,100	288,800	328,800	359,400
53	224,800	253,200	289,400	329,600	360,500
54	225,800	254,100	290,200	330,000	361,400
55	226,600	255,000	291,000	330,600	362,400
56	227,700	256,000	291,800	331,300	363,300
57	228,700	257,000	292,400	332,100	364,000
58	229,500	257,800	293,400	332,800	364,700
59	230,500	258,600	294,400	333,500	365,300
60	231,400	259,500	295,300	334,100	365,700
61	232,200	260,400	296,000	334,600	366,300
62	232,800	261,300	296,900	335,200	367,000
63	233,500	262,200	297,800	335,700	367,700
64	234,100	263,200	298,600	336,300	368,000
65	234,700	263,800	299,200	336,600	368,700
66	235,700	264,700	299,800	337,100	369,400
67	236,700	265,700	300,400	337,500	370,000
68	237,800	266,600	301,100	337,900	370,300
69	238,800	267,600	301,700	338,300	370,900
70	239,500	268,400	302,500	338,800	371,600
71	240,600	269,200	303,200	339,300	372,200
72	241,800	269,900	303,900	339,800	372,500
73	242,900	270,500	304,500	340,100	373,100
74	244,200	271,300	305,200	340,500	373,800
75	245,400	272,100	305,900	341,000	374,400
76	246,500	272,900	306,500	341,400	374,800
77	247,600	273,500	307,100	341,700	375,300
78	248,500	274,400	307,800	342,100	375,900
79	249,300	275,300	308,500	342,600	376,400
80	250,000	276,200	309,100	343,000	376,900
81	250,500	277,100	309,600	343,200	377,200
82	251,100	278,100	310,100	343,600	
83	251,800	278,900	310,700	344,100	
84	252,500	279,800	311,300	344,500	
85	253,100	280,600	311,900	344,700	
86	253,800	281,400	312,300	345,100	
87	254,400	282,200	312,800	345,500	
88	255,200	282,900	313,300	345,800	
89	255,800	283,500	313,600	346,100	
90	256,400	284,300	314,100	346,500	
91	257,100	285,100	314,600	346,900	
92	257,700	285,800	315,000	347,300	
93	258,100	286,500	315,200	347,800	
94	258,400	287,200		348,200	
95	259,000	287,900		348,600	
96	259,500	288,700		349,000	
97	260,100	289,200		349,200	
再任用 職員	205,700	211,700	224,200	245,000	275,700

備考 この表は、技能員又は業務員に適用する。

別表第4及び別表第5中「第33条関係」を「第35条関係」に改める。
(秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年秦野市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「、第13条」を削り、同条第2項中「、第5条の3及び第13条」を「及び第5条の3」に改める。

(秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例)

第3条 秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和4年秦野市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「376,000円」を「380,000円」に、「422,000円」を「427,000円」に、「472,000円」を「477,000円」に、「533,000円」を「539,000円」に、「608,000円」を「615,000円」に、「710,000円」を「718,000円」に、「830,000円」を「839,000円」に改める。

第8条第2項中「第15条の2第3項中」を「給与条例第15条の2第3項中」に、「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の165」を「100分の170」に改める。

附則に次の1項を加える。

(令和5年12月の期末手当支給率の特例)

7 令和5年12月1日を基準日とする特定任期付職員に対する期末手当の支給率は、100分の175とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条(秦野市職員の給与に関する条例第17条第2項の表以外の部分及び第3項の改正規定、同条例第18条第2項第1号及び第2号の改正規定、同条例第31条第1項後段及び第2項の改正規定、同条例附則に2項を加える改正規定並びに同条例別表第1及び別表第2の改正規定を除く。)及び第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 前項本文において、次の各号に掲げる規定は、それぞれの各号に定める日から適用する。
- (1) この条例による改正後の秦野市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1及び別表第2並びにこの条例による改正後の秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付条例」という。）第7条第1項の規定 令和5年4月1日
 - (2) 改正後の給与条例附則第30項及び第31項並びに改正後の任期付条例附則第7項の規定 令和5年12月1日
(給与の内払)
- 3 改正後の給与条例附則第30項及び第31項並びに別表第1及び別表第2並びに改正後の任期付条例第7条第1項及び附則第7項の規定を適用する場合には、この条例による改正前の秦野市職員の給与に関する条例及びこの条例による改正前の秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定により支給された給与は、改正後の給与条例又は改正後の任期付条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 号 秦野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
秦野市職員の給与に関する条例の一部改正	
<p>(期末手当)</p> <p>第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第18条まで、<u>第31条及び第32条</u>においてこれらの日をそれぞれ「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの支給は、基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の122.5</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の102.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第18条まで<u>及び第31条</u>においてこれらの日をそれぞれ「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの支給は、基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の120</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の100</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
(略)	(略)
<p>3 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p>	<p>3 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p>
<p>4-6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p>	<p>4-6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p>
<p>第18条 (略)</p>	<p>第18条 (略)</p>

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれの各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員 その職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次号及び次項において同じ。）において受けるべき勤勉手当基礎額に100分の102.5（特定管理職員にあっては、100分の122.5）を乗じて得た額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員 その職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額

3-5 (略)

(会計年度任用職員の給与)

第21条 第2条から前条までの規定にかかわらず、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償については、この条から第50条までに定めるところによる。

2 会計年度任用職員の給与は、法第22条の2第1項第1号に規定する職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬、期末手当及び勤勉手当とし、同項第2

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれの各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員 その職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次号及び次項において同じ。）において受けるべき勤勉手当基礎額に100分の100（特定管理職員にあっては、100分の120）を乗じて得た額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員 その職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額

3-5 (略)

(会計年度任用職員の給与)

第21条 第2条から前条までの規定にかかわらず、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償については、この条から第46条までに定めるところによる。

2 会計年度任用職員の給与は、法第22条の2第1項第1号に規定する職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬及び期末手当とし、同項第2号に規定す

号に規定する職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。

3 （略）

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第31条 第17条第1項の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同項中「在職する職員」とあるのは、「在職する任期为6か月以上のパートタイム会計年度任用職員」と読み替える。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額（基準日以前6か月以内の在職期間における報酬の1か月当たりの平均額をいう。）に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて第17条第2項の表に定める割合を乗じて得た額を超えない範囲で支給する。

3 （略）

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第32条 第18条第1項の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同項中「在職する職員」とあるのは、「在職する任期为6か月以上のパートタイム会計年度任用職員」と読み替える。

2 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当

る職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

3 （略）

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第31条 第17条第1項の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「在職する職員」とあるのは、「在職する任期为6か月以上のパートタイム会計年度任用職員」と読み替える。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額（基準日以前6か月以内の在職期間における報酬の1か月当たりの平均額をいう。）に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて第17条第2項の表に定める割合を乗じて得た額を超えない範囲で支給する。

3 （略）

基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の総額は、そのパートタイム会計年度任用職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、基準日以前6か月以内の在職期間における報酬の1か月当たりの平均額とする。

4 前条第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同項中「第1項の規定」とあるのは、「次条第1項の規定」と、「第17条第1項」とあるのは、「第18条第1項」と読み替える。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の額の特例）

第33条 前2条に規定するパートタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当については、それぞれの規定にかかわらず、予算の範囲内においてその額を超えて支給することができる。

（パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償）

第34条 （略）

（フルタイム会計年度任用職員の給料）

第35条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、その職務の内

（パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償）

第32条 （略）

（フルタイム会計年度任用職員の給料）

第33条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、その職務の内

容と責任に応じた常勤の職員（地方自治法第204条第1項に規定する職員（法第3条に規定する一般職に属する職員に限る。）のうち、短時間勤務職員及びフルタイム会計年度任用職員を除いた職員をいう。第50条において同じ。）の給料との権衡等を考慮し、そのフルタイム会計年度任用職員の職務の級及び号給に応じて、別表第4に定める給料月額とする。

2 （略）

（フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法）

第36条 （略）

（フルタイム会計年度任用職員の地域手当）

第37条 （略）

（フルタイム会計年度任用職員の通勤手当）

第38条 （略）

（フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当）

第39条 （略）

（フルタイム会計年度任用職員の給与の減額）

第40条 （略）

（フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当）

第41条 （略）

（フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当）

第42条 （略）

容と責任に応じた常勤の職員（地方自治法第204条第1項に規定する職員（法第3条に規定する一般職に属する職員に限る。）のうち、短時間勤務職員及びフルタイム会計年度任用職員を除いた職員をいう。第46条において同じ。）の給料との権衡等を考慮し、そのフルタイム会計年度任用職員の職務の級及び号給に応じて、別表第4に定める給料月額とする。

2 （略）

（フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法）

第34条 （略）

（フルタイム会計年度任用職員の地域手当）

第35条 （略）

（フルタイム会計年度任用職員の通勤手当）

第36条 （略）

（フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当）

第37条 （略）

（フルタイム会計年度任用職員の給与の減額）

第38条 （略）

（フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当）

第39条 （略）

（フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当）

第40条 （略）

(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)

第43条 (略)

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)

第44条 第41条により準用される第12条第1項及び第3項から第5項までの規定、第42条により準用される第13条の規定並びに前条により準用される第14条の規定における勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに特殊勤務手当(月額により支給されるものに限る。)の月額の合計額に12を乗じ、その額を1年間の勤務時間数として規則で定める時間数で除して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第45条 第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当について準用する。この場合において、その勤務は、第41条により準用される第12条第1項、第42条により準用される第13条第2項及び第43条により準用される第14条の勤務には、含まれない。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第46条 (略)

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第47条 第18条第1項及び第2項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「在職する職員」とあるのは、「在職する任期が6か月以

(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)

第41条 (略)

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)

第42条 第39条により準用される第12条第1項及び第3項から第5項までの規定、第40条により準用される第13条の規定並びに前条により準用される第14条の規定における勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに特殊勤務手当(月額により支給されるものに限る。)の月額の合計額に12を乗じ、その額を1年間の勤務時間数として規則で定める時間数で除して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第43条 第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当について準用する。この場合において、その勤務は、第39条により準用される第12条第1項、第40条により準用される第13条第2項及び第41条により準用される第14条の勤務には、含まれない。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第44条 (略)

上のフルタイム会計年度任用職員」と読み替える。

2 前条第2項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「次条第1項」と、「第17条第1項」とあるのは、「第18条第1項」と読み替える。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の額の特例)

第48条 前2条に規定するフルタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当については、それぞれの規定にかかわらず、予算の範囲内においてその額を超えて支給することができる。

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第49条 (略)

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第50条 (略)

(委任)

第51条 (略)

附 則

1-29 (略)

(令和5年12月の期末手当支給率の特例)

30 令和5年12月1日を基準日とする期末手当の支給率は、次のとおりとする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第45条 (略)

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第46条 (略)

(委任)

第47条 (略)

附 則

1-29 (略)

100分の125（特定管理職員にあつては、100分の105）

(2) 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員 100分の70

（令和5年12月の勤勉手当支給率の特例）

3.1 令和5年12月1日を基準日とする勤勉手当の支給率は、次のとおりとする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員 100分の105（特定管理職員にあつては、100分の125）

(2) 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員 100分の50

別表第1・別表第2 (略)

別表第4（第23条、第35条関係）

(略)

別表第5（第23条、第35条関係）

(略)

別表第1・別表第2 (略)

別表第4（第23条、第33条関係）

(略)

別表第5（第23条、第33条関係）

(略)

秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

(会計年度任用職員についての適用除外)

第19条 第4条、第5条、第5条の3及び第14条の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する職員には適用しない。

2 第4条、第5条及び第5条の3の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する職員には適用しない。

(会計年度任用職員についての適用除外)

第19条 第4条、第5条、第5条の3、第13条及び第14条の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する職員には適用しない。

2 第4条、第5条、第5条の3及び第13条の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する職員には適用しない。

秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

(給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	380,000円
2	427,000円
3	477,000円
4	539,000円

(給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	376,000円
2	422,000円
3	472,000円
4	533,000円

5	615,000円
6	718,000円
7	839,000円

2-4 (略)

(給与条例の適用除外等)

第8条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第15条の2第3項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当並びに秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和4年秦野市条例第14号）に定める特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第3項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。

3・4 (略)

附 則

1-6 (略)

(令和5年12月の期末手当支給率の特例)

7 令和5年12月1日を基準日とする特定任期付職員に対する

5	608,000円
6	710,000円
7	830,000円

2-4 (略)

(給与条例の適用除外等)

第8条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第15条の2第3項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当並びに秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和4年秦野市条例第14号）に定める特定任期付職員業績手当」と、第15条の2第3項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。

3・4 (略)

附 則

1-6 (略)

期末手当の支給率は、100分の175とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条（秦野市職員の給与に関する条例第17条第2項の表以外の部分及び第3項の改正規定、同条例第18条第2項第1号及び第2号の改正規定、同条例第31条第1項後段及び第2項の改正規定、同条例附則に2項を加える改正規定並びに同条例別表第1及び別表第2の改正規定を除く。）及び第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 前項本文において、次の各号に掲げる規定は、それぞれの各号に定める日から適用する。
 - (1) この条例による改正後の秦野市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1及び別表第2並びにこの条例による改正後の秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付条例」という。）第7条第1項の規定 令和5年4月1日
 - (2) 改正後の給与条例附則第30項及び第31項並びに改正後の任期付条例附則第7項の規定 令和5年12月1日

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例附則第30項及び第31項並びに別表第1及び別表第2並びに改正後の任期付条例第7条第1項及び附則第7項の規定を適用する場合には、この条例による改正前の秦野市職員の給与に関する条例及びこの条例による改正前の秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定により支給された給与は、改正後の給与条例又は改正後の任期付条例の規定による給与の内払とみなす。

旧：別表第 1（第 4 条関係）

別表第 1（第 4 条関係）

行政職給料表（1）

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	150,100	219,700	246,000	267,700	274,600	283,600	300,800	311,500
2	151,200	221,700	247,500	269,200	276,800	285,900	303,700	314,400
3	152,400	223,700	249,000	271,000	279,000	288,200	306,500	317,300
4	153,500	225,500	250,300	272,700	281,100	290,600	309,300	320,100
5	154,600	227,400	251,800	274,500	283,300	293,000	312,000	322,800
6	155,700	229,200	253,000	276,300	285,500	295,300	314,700	325,400
7	156,800	231,000	254,300	278,300	287,700	297,600	317,300	328,000
8	157,900	232,800	255,500	280,200	290,100	299,900	320,000	330,400
9	158,900	234,400	256,800	282,200	292,200	302,300	322,700	332,700
10	160,300	236,000	258,200	284,100	294,300	304,600	325,400	335,500
11	161,600	237,500	259,600	286,000	297,000	306,900	328,000	338,300
12	162,900	239,000	261,100	287,900	298,800	309,000	330,800	341,200
13	164,100	240,300	262,700	289,700	300,800	311,500	333,600	343,800
14	165,600	241,900	264,400	291,200	302,600	314,000	336,400	346,400
15	167,100	243,400	266,000	292,600	304,200	316,400	339,200	349,100
16	168,700	244,900	267,600	294,400	306,100	319,200	341,900	351,500
17	169,800	246,000	269,400	296,400	308,400	321,400	344,200	354,100
18	171,200	247,500	271,200	298,500	310,600	323,700	346,500	356,600
19	172,600	249,000	272,900	300,500	312,900	325,900	348,700	359,200
20	174,000	250,300	274,600	302,400	315,000	328,100	351,000	361,600
21	175,300	251,800	276,200	304,500	317,100	330,100	353,700	364,200
22	177,800	253,000	277,900	306,500	319,300	332,300	356,200	366,700
23	180,300	254,300	279,700	308,600	321,400	334,500	358,800	369,200
24	182,800	255,500	281,200	310,300	323,300	336,400	361,300	371,600
25	185,200	256,800	282,400	312,400	325,300	338,600	363,400	374,200
26	186,900	258,200	284,100	314,400	327,300	340,600	365,500	376,800
27	188,500	259,600	285,700	316,400	329,300	342,800	367,700	379,400
28	190,200	261,100	287,400	318,100	331,000	344,600	370,000	382,100
29	191,700	262,700	289,000	320,100	333,100	346,600	372,400	384,800
30	193,400	264,400	290,700	322,200	335,100	348,600	374,800	387,400
31	195,200	266,000	292,500	324,300	337,200	350,600	377,200	390,100
32	196,900	267,600	294,300	325,500	338,600	352,300	379,700	392,500
33	198,500	269,400	295,800	327,500	340,500	354,300	381,800	394,800
34	200,300	271,200	297,500	329,400	342,400	356,100	383,800	397,000
35	202,100	272,900	299,000	331,500	344,300	358,000	385,800	399,400
36	203,900	274,600	300,600	333,400	345,900	359,900	387,300	401,200
37	205,400	276,200	302,200	335,300	347,800	361,800	389,700	403,200
38	207,200	277,900	303,900	337,300	349,700	363,800	392,000	405,100
39	209,000	279,700	305,500	339,200	351,500	365,700	394,300	406,900
40	210,800	281,200	307,200	341,100	353,400	367,700	396,500	408,800
41	212,400	282,400	308,100	343,000	355,200	369,600	397,700	410,600
42	214,200	284,100	309,600	344,800	357,000	371,600	399,100	412,400
43	216,000	285,700	311,100	346,700	358,700	373,600	400,400	414,300
44	217,800	287,400	312,700	348,200	360,100	375,100	401,900	416,100
45	219,200	289,000	314,300	349,600	361,400	376,900	403,400	417,600
46	221,000	290,700	315,900	351,100	362,800	378,700	404,900	419,100
47	222,700	292,500	317,500	352,600	364,200	380,300	406,600	420,700
48	224,500	294,300	319,000	354,200	365,500	382,100	408,300	422,300

49	226,100	295,800	320,500	355,000	366,400	383,500	409,200	423,600
50	227,800	297,500	321,700	356,200	367,500	385,000	410,000	424,900
51	229,400	299,000	322,900	357,200	368,600	386,600	410,700	426,100
52	230,900	300,600	324,100	358,100	369,400	388,000	411,200	427,300
53	232,200	301,500	324,800	359,200	370,300	389,200	412,000	428,600
54	233,800	303,000	325,700	360,100	371,200	390,400	412,900	429,900
55	235,400	304,300	326,500	361,200	372,100	391,500	413,800	431,100
56	236,900	305,800	327,300	362,100	373,000	392,600	414,700	432,300
57	237,900	307,000	328,200	362,800	373,800	393,800	415,600	433,200
58	239,400	308,000	328,600	363,500	374,600	395,000	416,400	434,200
59	240,700	309,000	329,300	364,200	375,400	396,100	417,200	435,200
60	241,900	310,200	330,100	364,600	376,100	396,800	417,600	435,900
61	243,100	311,300	330,900	365,200	376,800	397,500	418,500	436,600
62	244,100	312,500	331,600	365,900	377,500	398,200	419,400	437,300
63	245,100	313,500	332,300	366,600	378,200	398,900	420,200	438,200
64	246,100	314,500	333,000	366,900	378,700	399,500	421,100	438,800
65	247,200	315,500	333,500	367,600	379,300	400,100	421,900	439,700
66	248,100	316,200	334,100	368,300	379,900	400,600	422,600	440,700
67	249,000	316,900	334,600	369,000	380,600	401,000	423,100	441,700
68	250,000	317,600	335,200	369,300	381,000	401,400	423,700	442,600
69	250,900	318,400	335,500	369,900	381,700	401,700	424,300	443,500
70	252,200	319,100	336,000	370,600	382,300	402,000	425,100	444,500
71	253,400	319,600	336,400	371,200	382,900	402,300	425,800	445,500
72	254,700	320,300	336,900	371,500	383,300	402,600	426,500	446,300
73	256,000	320,900	337,300	372,100	383,900	402,900	427,300	447,200
74	257,400	321,400	337,800	372,800	384,500	403,200	427,800	448,100
75	258,600	321,800	338,300	373,400	385,100	403,500	428,600	448,900
76	259,800	322,400	338,800	373,800	385,500	404,000	429,200	449,700
77	260,900	322,900	339,100	374,200	386,000	404,500	429,900	450,500
78	262,100	323,400	339,500	374,700	386,500	404,900	430,500	451,300
79	263,400	323,700	340,000	375,100	387,100	405,500	431,100	452,100
80	264,500	324,200	340,400	375,600	387,400	406,100	431,800	453,000
81	265,600	324,700	340,700	376,200	387,800	406,800	432,400	453,900
82	266,600	325,100	341,100	376,900	388,200	407,300	432,900	454,700
83	267,800	325,400	341,600	377,500	388,600	408,000	433,400	455,500
84	268,900	325,900	342,000	378,100	389,100	408,500	434,300	456,300
85	269,900	326,200	342,200	378,500	389,600	409,000	435,000	457,200
86	270,900	326,500	342,600	379,000	390,100	409,500	435,600	458,000
87	272,000	326,800	343,100	379,400	390,500	410,100	436,200	458,800
88	273,100	327,200	343,500	379,700	391,100	410,600	436,800	459,600
89	274,000	327,400	343,700	380,000	391,600	411,300	437,400	460,300
90	275,000		344,100	380,400	392,000	411,800		461,000
91	275,900		344,500	380,800	392,500	412,500		461,900
92	277,000		344,800	381,100	392,900	413,000		462,800
93	278,100		345,100	381,400	393,200	413,700		463,700
94	279,100		345,500			414,200		
95	280,000		345,900			414,700		
96	281,000		346,300			415,200		
97	281,500		346,800			415,900		
再任用 職員	215,200	242,800	255,200	274,600	289,700	315,100	336,000	356,800

備考

- 1 この表は、行政職給料表（２）の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 １級３３号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなる職員で、秦野市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和４０年秦野市規則第２７号）別表第１に定める初任給基準表（１）中一般職員大学卒の項を適用してその受ける給料月額を決定される者の給料月額は、この表の額にかかわらず、１８９,７００円とする。

旧：別表第2（第4条関係）

別表第2（第4条関係）

行政職給料表（2）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	円	円	円	円	円
1	154,500	180,000	228,400	248,900	267,700
2	155,700	181,300	230,100	250,900	269,200
3	156,900	182,600	231,800	252,900	271,000
4	158,100	183,900	233,500	254,900	272,700
5	159,300	185,000	235,100	256,800	274,500
6	160,500	186,300	236,700	258,200	276,300
7	161,800	187,500	238,300	259,600	278,300
8	163,000	188,700	239,900	261,100	280,200
9	164,400	189,900	241,500	262,700	282,200
10	165,900	191,100	243,100	264,400	284,100
11	167,500	192,300	244,500	266,000	286,000
12	168,900	193,400	246,200	267,600	287,900
13	170,500	194,600	247,700	269,400	289,700
14	172,100	195,800	249,500	271,200	291,200
15	173,300	197,000	251,100	272,900	292,600
16	174,800	198,100	252,600	274,600	294,400
17	176,500	199,200	254,100	276,200	296,400
18	177,900	200,400	255,300	277,900	298,500
19	179,100	201,800	256,300	279,700	300,500
20	180,600	203,200	257,400	281,200	302,400
21	181,800	204,400	258,300	282,400	304,500
22	183,100	205,800	259,300	284,100	306,500
23	184,300	207,200	260,400	285,700	308,600
24	185,500	208,600	261,300	287,400	310,300
25	186,400	210,000	262,200	289,000	312,400
26	187,800	211,400	262,900	290,700	314,400
27	189,200	212,800	263,800	292,500	316,400
28	190,400	214,200	264,700	294,300	318,100
29	191,900	215,400	265,700	295,800	320,100
30	193,200	217,000	266,700	297,500	322,200
31	194,800	218,700	267,600	299,000	324,300
32	196,300	220,200	268,500	300,600	325,500
33	197,500	221,700	269,400	302,200	327,500
34	198,500	223,200	270,500	303,900	329,400
35	199,400	224,700	271,500	305,500	331,500
36	200,300	226,300	272,300	307,200	333,400
37	201,300	227,800	273,200	308,100	335,300
38	202,600	229,600	274,100	309,600	337,300
39	203,900	231,200	275,100	311,100	339,200
40	205,000	233,000	275,900	312,700	341,100
41	206,200	234,600	276,500	314,300	343,000
42	207,300	235,600	277,300	315,900	344,800
43	208,400	236,500	278,200	317,500	346,700
44	209,300	237,400	279,100	319,000	348,200
45	210,500	238,300	280,000	320,500	349,600
46	211,500	239,500	281,100	321,700	351,100
47	212,700	240,800	282,100	322,900	352,600
48	213,600	242,000	283,100	324,100	354,200
49	214,800	242,800	283,800	324,800	355,000
50	216,000	244,000	284,700	325,700	356,200

51	217,100	245,200	285,600	326,500	357,200
52	218,600	246,300	286,700	327,300	358,100
53	219,500	247,400	287,300	328,200	359,200
54	220,500	248,400	288,200	328,600	360,100
55	221,300	249,500	289,100	329,300	361,200
56	222,400	250,500	290,000	330,100	362,100
57	223,500	251,600	290,600	330,900	362,800
58	224,500	252,500	291,600	331,600	363,500
59	225,500	253,500	292,600	332,300	364,200
60	226,400	254,500	293,500	333,000	364,600
61	227,300	255,500	294,200	333,500	365,200
62	228,000	256,700	295,100	334,100	365,900
63	228,900	257,600	296,000	334,600	366,600
64	229,500	258,900	296,900	335,200	366,900
65	230,100	259,600	297,600	335,500	367,600
66	231,200	260,600	298,200	336,000	368,300
67	232,400	261,700	298,900	336,400	369,000
68	233,600	262,600	299,700	336,900	369,300
69	234,700	263,700	300,300	337,300	369,900
70	235,800	264,700	301,100	337,800	370,600
71	237,000	265,800	301,800	338,300	371,200
72	238,300	266,500	302,500	338,800	371,500
73	239,600	267,200	303,200	339,100	372,100
74	241,000	268,000	303,900	339,500	372,800
75	242,300	269,000	304,700	340,000	373,400
76	243,500	270,000	305,400	340,400	373,800
77	244,700	270,800	306,000	340,700	374,300
78	245,600	271,800	306,700	341,100	374,900
79	246,500	272,900	307,400	341,600	375,400
80	247,300	273,900	308,100	342,000	375,900
81	248,000	274,900	308,600	342,200	376,200
82	248,700	276,000	309,100	342,600	
83	249,500	276,800	309,700	343,100	
84	250,400	277,900	310,300	343,500	
85	251,100	278,700	310,900	343,700	
86	251,900	279,500	311,300	344,100	
87	252,600	280,300	311,800	344,500	
88	253,400	281,100	312,300	344,800	
89	254,000	281,700	312,600	345,100	
90	254,700	282,500	313,100	345,500	
91	255,400	283,300	313,600	345,900	
92	256,000	284,000	314,000	346,300	
93	256,500	284,800	314,200	346,800	
94	256,900	285,500		347,200	
95	257,500	286,300		347,600	
96	258,000	287,100		348,000	
97	258,600	287,700		348,200	
再任用 職員	204,700	210,700	223,200	244,000	274,700

備考 この表は、技能員又は業務員に適用する。

1 地方自治法の改正に伴う会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について

(1) 改正法の趣旨

平成29年の地方公務員法及び地方自治法の改正により、会計年度任用職員制度が創設され期末手当の支給が可能となった一方で、勤勉手当の支給については検討課題とされてきました。

その後、会計年度任用職員に対する期末手当の支給が定着したこと等を踏まえ、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から、令和5年5月8日に公布された地方自治法の一部を改正する法律により、令和6年4月1日から会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することとなりました。

(2) 本市の改正概要

ア 会計年度任用職員に対して支給する手当に勤勉手当を追加し、支給率は、一般職と同様とします。

イ 施行期日

令和6年4月1日

2 人事院勧告に伴う給与改定について

(1) 人事院勧告の概要

【令和5年度】

- 1 民間給与との較差（0.96%）を埋めるため、初任給を始め若年層に重点を置いて俸給月額を引き上げる。
- 2 ボーナスを引き上げ（一般職0.1月分、再任用0.05月分）、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に均等に配分する。

(2) 本市の給与改定の概要

ア 改定内容

(ア) 給料

民間の給与水準を踏まえて給料月額を引き上げます。

a 給料月額の改定

月額 1,000 円～12,000 円引上げ

平均引上げ率 1.12%

b 初任給の引上げ

大卒 189,700円 → 200,700円 (+11,000円)

短大卒 175,300円 → 187,300円 (+12,000円)

高卒 164,100円 → 176,100円 (+12,000円)

c 給与改定の内訳

・行政職給料表(1)

区分	秦野市 (平均年齢 39.2 歳)			国 (平均年齢 42.4 歳)		
	現行平均 ^{※1}	引上額 ^{※1}	改定率	現行平均	引上額	改定率
給料月額	円 309,833	円 3,901	% 1.26	円 322,487	円 3,431	% 1.06
はね返り分 (地域手当)	20,255	234	1.16	43,800	438	1.00
管理職手当	18,465	—	—	12,688	—	—
扶養手当	9,294	—	—	8,602	—	—
住居手当	9,793	—	—	7,447	—	—
その他 ^{※4}	—	—	—	8,991	—	—
計	367,640	4,135	1.12 ^{※2} ※3	404,015	3,869	0.96

・行政職給料表(2)

区分	秦野市 (平均年齢 53.8 歳)		
	現行平均	引上額	改定率
給料月額	円 348,531	円 1,212	% 0.35
はね返り分 (地域手当)	21,417	72	0.34
扶養手当	8,426	0	0
住居手当	8,548	0	0
計	386,922	1,284	0.33

・特定任期付職員給料表

特定任期付職員については、給料表の改定（平均1.1%）は行いますが、任用はありません。

※1 現行平均及び引上額は、令和5年4月1日に在職する職員

(再任用職員除く。) 1人当たりの平均値です。

※2 太枠は、給与改定率です。

※3 本市の給料表は国の俸給表を基に作成していますが、若年層の引上げ幅が大きい今回の改定内容を反映すると、国の平均年齢を下回る行政職給料表(1)適用の本市職員の給与の改定率は国の平均改定率を上回り、国の平均年齢を上回る行政職給料表(2)適用の本市職員の給与の改定率は国の平均改定率を下回る結果となります。

※4 その他は、単身赴任手当、寒冷地手当、本府省業務調整手当等です。

(イ) 期末勤勉手当

民間の支給実績に見合うよう、年間の期末勤勉手当について、一般職は0.1月分引き上げ4.5月分に、再任用は0.05月分引き上げ2.35月分とします。

また、年間の期末手当について、会計年度任用職員は0.05月分引き上げ2.45月分に、特定任期付職員は0.1月分引き上げ3.4月分とします。

			6月期	12月期
一般職	令和5年度	期末手当	1.2月(支給済み)	<u>1.25月(現行1.2)</u>
		勤勉手当	1.0月(支給済み)	<u>1.05月(現行1.0)</u>
	令和6年度以降	期末手当	1.225月	1.225月
		勤勉手当	1.025月	1.025月
再任用	令和5年度	期末手当	0.675月(支給済み)	<u>0.7月(現行0.675)</u>
		勤勉手当	0.475月(支給済み)	<u>0.5月(現行0.475)</u>
	令和6年度以降	期末手当	0.6875月	0.6875月
		勤勉手当	0.4875月	0.4875月
会計年度任用職員	令和5年度	期末手当	1.2月(支給済み)	<u>1.25月(現行1.2)</u>
	令和6年度以降	期末手当	1.225月	1.225月
特定任期付職員	令和5年度	期末手当	1.65月(対象者なし)	<u>1.75月(現行1.65)</u>
	令和6年度以降	期末手当	1.7月	1.7月

イ 施行日等

施行日は、公布の日とし、給料表の改定は令和5年4月1日から、令和5年度期末勤勉手当の支給率は同年12月1日から適用します。ただし、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給については、令和6年4月1日から施行します。